

佐賀県医療センター好生館 IVLジェネレーター 賃貸借単価契約に関する仕様書

項目番号		要件
1		対象機器は、ショックウェーブメディカル社製の以下の機器とする。
1	1	アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置 「IVLジェネレーター&コネクタケーブルキット」
2		その他
2	1	上記1-1の機器について、機器の搬入・設置・試運転・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
2	2	機器の搬入、設置調整、接続等は、貸与者の負担で行うこと。
2	3	機器の搬入・設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。
2	4	搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、貸与者の責任において現状復旧すること。
2	5	賃貸借中の機器に不具合が発生した場合は速やかに一次的対応(状況の確認等)を行う体制が整っていること。
2	6	賃貸借中の機器の通常の使用の範囲内での修理費用は、貸与者の負担とすること。
2	7	貸与者は、機器製造元の定める定期点検整備項目に従って定期点検を実施することとし、定期点検に係る費用は、貸与者が負担するものとする。
2	8	当月の使用実績に応じた請求を翌月10日までに当館に対して行うこと。
2	9	賃貸借料は1カ月を単位とした請求とするが、1カ月に満たない場合は、15日以内の場合のみ2分の1の額を当館に請求すること。ただし、2分の1の額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額を当館に請求すること。
2	10	本契約の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
2	11	本仕様書に記載されていない事項については、当館と貸与者の協議の上、決定するものとする。